

会 議 記 録 (1)

会議名称	北本市下水道事業審議会（第2回）
開会及び 閉会日時	令和8年8月19日（水） 午後3時から午後4時45分
開催場所	北本市役所3階会議室3-B
議長氏名	横田 清
出席 委員（者） 氏 名	横田 清 佐藤 道子 尾崎 憲一 中村 洋子 町田 浩一 御供 謙一 徳田 洋平 大島 智
欠席 委員（者） 氏 名	関根 治人 小笠原 和葉
説明者の 職 氏 名	建設課 下水道業務担当 主幹 横塚 翔一
事務局職 員職氏名	都市整備部 部長 柴田 浩之 建設課 課長 石井 学 下水道施設担当 主幹 細田 修 下水道業務担当 主幹 横塚 翔一 主査 酒井 竜平 主任 平田 実可
会 議 次 第	○北本市下水道事業審議会（第2回） 1 開 会 2 委嘱状交付 3 諮 問 4 議 題 下水道事業の経営状況等と 下水道使用料の適正化及び受益者負担の公平性について 5 連絡事項 6 閉 会
配布資料	次第 資料1 北本市下水道事業審議会委員名簿 資料2 下水道事業の経営状況等と 下水道使用料の適正化及び受益者負担の公平性について 資料3 用語集

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
柴田部長	○北本市下水道事業審議会（第2回）
	1 開 会
市長	2 委嘱状交付
	【委嘱状の交付】
大島委員	任期：令和8年4月1日から令和10年1月18日まで
	【自己紹介】
市長	3 諮 問
	【諮問書の読み上げ】
事務局	【市長、公務のため退室】
	【事務局職員の紹介】
横田会長	【会長挨拶】
横塚主幹	【会議の公開について説明】
横田会長	説明のありました会議の公開と資料の閲覧についてご意見はいかがで
	しょうか。
各委員	【意見なし】
横田会長	特にご意見がなければ本日の審議会を公開するとともに、資料の閲覧
	を認めることとします。
	なお、本日は10名の委員のうち、8名の委員が出席しています。

会 議 記 録 (3)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	よって、審議会規則で定める過半数の出席を満たしていることから、
	本日の会議が成立していることを申し添えます。
	では、本日の議題に進むため、事務局は傍聴希望者へのご案内をお願い
	いたします。
	【傍聴希望者なし】
横田会長	
	傍聴希望者はいないため、このまま議事に入ります。
横塚主幹	4 議 題
	下水道事業の経営状況等と下水道使用料の適正化及び受益者負担の公
	平性について
	【資料2に基づき説明】
横田会長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見等がありましたらお願いし
	ます。
町田委員	20ページ①に下水道使用料を引き上げることで、下水道を使用してい
	ない市民が納める市税等が含まれる一般会計補助金を削減するとありま
	す。下水道の整備対象となる市街化区域内に住んでいる方が納める都市
	計画税がありますが、この都市計画税を充てることは可能でしょうか。
	単に下水道使用料の金額を上げるのではなく、都市計画税の一部を少し
	でも充てることができれば、下水道使用料による負担が減るのではない
	かと思うのですが、いかがでしょうか。

会 議 記 録 (4)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
横塚主幹	現状、一般会計補助金に都市計画税の一部が充てられています。また、下水道を使用していない方も含め、市民の方に納めていただいたその他の税金についても、財政課の方で財源を整理して一般会計補助金としていることから、下水道会計の方で一般会計補助金の財源をコントロールすることは難しいところです。仮に、都市計画税の税率を上げるようなことがあれば、その分、下水道使用料の引き上げ幅を抑えるために、一般会計補助金の財源を増やすという整理もできなくはありませんが、都市計画税の税率を上げるという別の観点の議論となります。
	町田委員
	都市計画税の税率を上げるのではなく、現行の都市計画税の中で、少しでも多く一般会計補助金に充当することができれば、下水道使用者の負担軽減になるのではないかと考えたところです。
	徳田委員
	17ページに使用料収入と使用料対象経費の乖離が42.37%との記載があります。この乖離がかなり大きいということを実感したところです。また、経営戦略の中で、令和6年度の経費回収率が75.15%とありますが、この経費回収率約75%のものが42.37%に下がるという理解でよろしいでしょうか。
横塚主幹	経費回収率が42.37%に下がるということではなく、使用料収入と使用料対象経費の差を埋めるために必要となる使用料改定率のことです。現行の使用料を42.37%増額改定した場合には、経費回収率が100%になるというものです。

会 議 記 録 (5)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
徳田委員	一般家庭で2ヶ月分約2,000円の値上げを行わないと、経費回収率100%には届かないということですね。わかりました。
徳田委員	14ページの下水道法第20条の改正に関連しますが、経営戦略上の使用料の試算は、この「将来の改築のための財源」があらかじめ織り込まれているのか、もし織り込まれていないとすると、さらに乖離額は増えると思われませんが、そのあたりの状況を教えてください。
横塚主幹	経営戦略上の使用料の試算は、「将来の改築のための財源」が織り込まれていません。経営戦略においては10年間の収支計画を定めておりますが、そのさらに先についての資金収支を具体的に見込むのは難しいところです。全国的に老朽化が進んで、耐用年数を経過する下水道施設が多くなっていきますので、将来の更新に必要な財源も使用料で確保する必要があることから、今回法改正がなされたところです。具体的には、物価上昇や性能が高くなるなどして、下水道管を敷設したときよりも改築費用が高くなる分を含めて使用料に織り込むようにするというのが、下水道法の改正の趣旨です。経営戦略上の試算は、一般会計から補助金をいただく前提であるので、受益者負担の観点からすると望ましくはない状況です。
徳田委員	ありがとうございます。
御供委員	今の質問に関連することですが、下水道使用料の何%くらいが、その将来の改築のための費用に充てられるのですか。

会 議 記 録 (6)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
横塚主幹	現状、維持管理を賄うための費用すら賄えていない状況なので、現行の使用料には将来の改築のための費用は含まれていません。
横田会長	今、下水道を使用していない世帯はどのくらいあるのですか。
横塚主幹	人口普及率が75.7%であることから、約24%の方が下水道を使用していないこととなり、約15,000人の方は浄化槽を使用しているという計算になります。
横田会長	浄化槽を使用している方からしたら、なぜ下水道を使っていないのに自分たちが払った税金が下水道のために使われているのか、という話が出てくると思います。
横塚主幹	現在、下水道を使用していない方からのそのようなご意見を直接いただいたことはありませんが、そのようなご指摘はごもっともであると考えております。
佐藤委員	20ページの受益者負担の公平性についてですが、新規の生活扶助受給者に対する減免措置は停止し、過去に使用料の減免決定を行った生活扶助受給者に対する減免措置は継続とするとあります。そうすると新しく生活扶助を受ける方と、今まで生活扶助を受けてきた方とで差が生じます。この点についてはどのように考えますか。

会 議 記 録 (7)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
横塚主幹	その点については、実際、県内他団体の状況を調査しましたところ、減免制度を廃止した団体は、過去に減免決定した人も使用料減免を廃止していたことから、本市も同様にできるか検討をしましたが、本市は、生活扶助が廃止されるまでの間は継続して使用料が減免される仕組みであるため、過去に減免決定した人の使用料減免を廃止することは難しい状況です。過去に減免決定した人も使用料減免を廃止していた団体は、2か月に1回の検針ごとに減免の決定を行うという方法を採用しているようです。本市は、制度開始当初から、減免の決定通知において、生活扶助を受けている間は使用料を減免しますという記載になっています。よって、本市が、過去に減免決定した人も使用料減免を廃止すると、いわゆる不利益処分という扱いとなります。
	生活扶助受給世帯の間の不公平については、佐藤委員ご指摘のとおりですが、新規の生活扶助受給者の方には制度の見直しをさせていただいたこと、生活保護費の中に使用料分は加味されていることを丁寧に説明していきたいと考えております。
	確かに公平でないというご意見もあるかと思いますが、今後、下水道事業の維持管理費用は増加が見込まれます。使用料を引き上げて市民の方にご負担をお願いする中で、生活扶助受給者への二重の給付を是正していく方策をとらないのは望ましくないと考えております。
	審議会において、皆様のご意見を伺いながら、どのような形がよいのか、検討していくために、今回、提案をさせていただいているところでございます。
石井課長	

会 議 記 録 (8)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
横田会長	単純に、今まで減免してきた方も一律に、生活扶助を受けてる方全て
	に使用料減免廃止を適用することはできないのですか。
横塚主幹	
	ご指摘のとおり、そのような一律廃止の方向性も考えたのですが、不
	利益を遡及させてはならないという法理論に反してしまうかと思いま
	す。過去に、生活扶助を受給する限りは減免しますという決定をしてる
佐藤委員	以上、制度を廃止したので生活扶助を受給していても減免しませんと変
	更することは、不利益処分に当たるということです。
	ただ、年金生活者からすると、皆さんギリギリの生活をしていても、
	生活保護を受けないで頑張っているという実態があるのに、使用料の二
	重給付があること自体、私は納得できません。また、新しく生活扶助を
	受ける人とすでに減免を受けている人がご近所であった場合に、うちは
	元々生活扶助を受けていたから減免の対象で、あなたのところは新しく
	生活扶助を受け始めたから減免の対象外といった差が生まれてくるよう
	なことは、本来、避けるべきではないかと思います。法理論的にそれで
	仕方ないと言われれば、それで皆さん納得するしかないでしょうけれ
	ど、色々なものが値上がってる中で、一部の人が二重で給付を受けるよ
	うな制度を是正するという事について、それほど難しい議論が必要な
	のかと疑問に思ってしまう。

会 議 記 録 (9)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
横塚主幹	佐藤委員がおっしゃったように、年金生活者であっても、生活保護は
	受給せずに頑張って生活しているような方々からしたら、不公平である
	といったご意見が出ることは当然かと思います。不公平な状態をこれ以
	上増やさないためにも見直しをする必要があるという趣旨でございます。
	法令に反しない範囲で、制度を見直していくため、今回提案させていただきました。
横田会長	今、生活扶助を受けて使用料を減免している世帯はどのくらいいるの
	でしょうか。
横塚主幹	使用料減免世帯としては、300世帯程度です。
横田会長	生活保護を受けている方の生活も厳しいことが想定されますが、将来
	の財源のためにもしっかり議論していかなければならないと思います。
御供委員	
	下水道法改正のところで、使用料を将来の改築のための財源でもある
	ことが明確化されたとありましたが、下水道の経営はあくまで下水道事
	業を実施するために、技術的に必要となるものについて、その財源を調
	整するという法律があるのですね。それを見失って、比較論や費用を増
	減させるというのは、本来、下水道事業には合わないのです、そこを見失
	わないで審議していきたいと思います。15ページでは、大まかに固定費
	と変動費に区分されていますが、現時点で固定費が何%、変動費が何%
	ぐらいでしょうか。後ろの原価計算表の抜粋を見るとわかる気がします
	がいかがでしょうか。

会 議 記 録 (10)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
横塚主幹	固定費と変動費の詳細な数字は次回の審議会で具体的にお示ししよう
	と思っておりますので、概算になりますが、令和6年度決算の汚水処理
	費用が7億2,016万5,000円で、その内訳が変動費と固定費ということに
	なります。約3億5,000万円が変動費となりますので、変動費と固定費は
	それぞれ約50%となります。流域下水道維持管理負担金の金額が大きくなると、変動費が大きくなるイメージです。
御供委員	
	流域下水道の維持管理費とは、基本的にリース料ですよね。下水処理
	場の水質管理の指標にBODというものがあります。水量で使用料を徴収
	しようとする、水量は減ってもBODは逆に濃くなって、絶対数は減りません。当然、現場では排水のBOD等を管理されていますか。
大島委員	
	流入する水質を処理し、放流水質を管理しているような状況でござい
	ます。生活するために使った水は、人口が減少すれば、1人当たりが出
	す負荷量自体も減っていくので、水量と負荷量と一緒に人口減少に伴っ
	て減るような、そんなイメージを持っていただくのがよろしいかと思います。
御供委員	
	ただ、瞬時的にはトイレの節水機能により水量が画期的に減ってきて
	て、実際には負荷は変わっていないということにもなるため、そういつ
	た検討もしていかなければならないと思います。

会 議 記 録 (11)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
中村副会長	公共下水道の整備対象は市街化区域とされているところですが、市街化調整区域でも家が建っているという状況の中で、市街化区域に隣接するところは、近くに本管があれば取付管を伸ばして、本下水につながることがあると思います。先ほど、下水道を使用していない方は、約15,000人という話がありましたが、この数字はこれからも変わらないのですか。これから下水道の工事をしていくのでしょうか。
	まずは、市街化区域の整備率が100%に満たないため、市街化区域の整備率100%を目指していきます。その後、市街化調整区域の整備について検討をしていかななくてはならないと思っていますが、市街化調整区域は家が少ないですが、整備にかかる金額は市街化区域と一緒にであるため、1軒あたりの費用負担が大きくなります。そのあたりも踏まえ、市街化調整区域の整備はまだ先となりますが、引き続き検討していきたいと思っております。現時点では、まずは市街化区域の整備を進めていくということを考えております。
中村副会長	先ほどの生活保護費の状況ですが、生活費に充てるお金として、そこに下水道使用料も含まれるとされていても、その保護費が上がらないと、生活自体が苦しくなる状況はあるのかと思います。生活保護制度における級地ですが、桶川市は2級地で、3級地である北本市と比べて家賃補助などが高い設定になっています。その級地で縛られているという状況は変わらないですね。その中で、新規の生活扶助受給者の下水道使用料は減免できません、生活保護費に含まれていますので支払ってくださいという形になるということですね。

会 議 記 録 (12)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
石井課長	下水道使用料の減免は新規の生活扶助受給者の方につきましては、廃止していきたいと考えております。
中村副会長	国の法律がそのように決まっているので、そうしなければならないということになるのですか。
石井課長	国の法律でそのように決まっているわけではありませんが、受益者負担の公平性の観点から、生活扶助受給者の下水道使用料減免制度について、今回の審議会に諮り、皆さんのご意見をお伺いできればと思っております。
中村副会長	実際、国で決めた生活保護費の中に下水道使用料も加味されているからといって、北本市でも新規の生活扶助受給者の使用料減免を廃止するという事で決まっていくと、生活している人たちは、生活費そのものが少なくなってしまう状況があります。
石井課長	新規の生活扶助受給者の方については、下水道使用料を生活保護費の中で賄っていただくということになります。
中村副会長	例えば、新規の生活扶助受給者の使用料減免廃止を、令和11年度からにするなど、適用開始時期を遅らせることは、この審議会の中で決められるのですか。

会 議 記 録 (13)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
石井課長	適用開始時期を遅らせることもできますし、今までどおり減免制度を継続していくこともできます。この審議会で委員の皆さんのご意見を伺って、最終的には答申にまとめることになります。
横塚主幹	先ほど、御供委員からご意見のありました、「水量で使用料を徴収しようとする、水量は減ってもBODは逆に濃くなる。」ということに関連して、別の方策があります。現在、下水道使用料は、水道の使用水量がなければ使用料は生じない仕組みとなっております。下水道は、排水された量が分からないので、例えば、水道を20m³使用したら、下水道へ排水された水量も20m³とみなして使用料を請求させていただいております。したがって、現状は、使用水量が0m³であれば、下水道使用料はかかりません。桶川市も同様の仕組みです。 ただ、他団体の状況を確認しますと、水道の使用水量が0m³であっても、下水道使用料を徴収している団体が大半です。例えば、鴻巣市は水道の使用水量が0m³であっても、下水道使用料を徴収しています。水道の使用水量が0m³であっても、汚水をいつでも下水道に排水できる状態にしておくこと自体に維持管理費用がかかっている、実際の排水量が0m³でも使用料を徴収するという考え方によります。この考え方は、御供委員のご意見にありました水量に頼らない使用料の徴収につながる話となります。下水道使用料を基本料金のような形で、他団体を参考にしながら、徴収させていただくことも一つの方法であると思ったところでございます。今後、この点について整理をさせていただいて、次回の審議会において、委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。

会 議 記 録 (14)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
御供委員	あと、下水処理場の大きな負担になるのが、雨水の混入です。雨水は
	ほぼ分離できているのでしょうか。
大島委員	そこが大きな課題で、どうしても不明水が下水処理場に入ってきてい
	るのが実態です。マンホールの状態などで非常に影響を受けるところで
御供委員	す。
	そうすると、昨今の異常気象で豪雨の予測がつかないので、雨水が多
大島委員	くなり、川があふれるということになっているのですが、最近川があ
	ふれるという話ではなくて、降った雨が地面からうまく排出できないた
御供委員	めに、床下浸水、床上浸水という事態が生じます。これは、同一の共通
	の課題から出てきます。この将来負担についての検討も、始めた方がい
大島委員	いと思います。それを下水道事業として、取り入れていくのか、また別
	の事業でやるのか、下水道事業で新たな発想により技術計画、都市計
御供委員	画、費用計画等をやるべきだと私は思います。
	不明水の対策としては、やはり入りのところを正していくという原則
大島委員	で展開していくということになりますので、御供委員のおっしゃるよう
	な新たな視点で公共下水道においても考えていくところはあることかと
御供委員	思います。
	幸い北本市は自然災害が少ないと言われているので、考える時間が
大島委員	あると思います。他の都市ではどんどん災害が増えてきているので、時
	間がないと思います。北本市はまだ時間があるということで、じっくり

会 議 記 録 (15)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
尾崎委員	考えて、理想的なシステムを考えられるのではないかと思います。
	19ページの経費回収率についてですが、先ほどから経費回収率は75%くらいとの話が上がっていますが、これは北本市の数字で、他の市町村の中でも低い点が問題であると思います。埼玉県内平均だと9割ぐらいでしょうか。
横塚主幹	同じ単価の流域下水道維持管理負担金を支払っている流域5市で経費回収率を比較させていただきます。令和6年度決算において、熊谷市が100.2%で、使用料の値上げをしたことが改善につながったと聞いております。18ページに記載のありますとおり、熊谷市は2か月40m ³ で5,170円に設定しています。続いて、行田市が73.2%、鴻巣市が76.1%で、両市は北本市と同じくらいの経費回収率です。桶川市が85.4%で、使用料を値上げしたことで、改善してきていると聞いております。
徳田委員	今の話に関連して、物価高騰や流域下水道維持管理の負担金の増額、維持管理の費用や将来の改築など、他の自治体も同じような条件下にいると思うのですが、今後、さらに近隣の自治体が値上げを検討されているのかどうか、もし分かりましたら、その状況を教えていただければと思います。
横塚主幹	近隣市も、今後、さらなる値上げに向けて検討していかざるを得ない状況である聞いております。桶川市も、現在、北本市と同様に、審議会を立ち上げていて、今後のさらなる値上げについて検討している状況

会 議 記 録 (16)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
尾崎委員	であると聞いております。現在、流域5市の中では、桶川市の使用料が一番高いところですが、今後、流域下水道維持管理負担金、企業債の利子、維持管理費などが上がっていくのは目に見えていますので、それを見越して桶川市はさらなる値上げを行っていく方針で審議会に諮っていると聞いております。桶川市の経費回収率は85.4%なので、これを100%にするために検討しているということで、北本市と同じような状況でございます。鴻巣市も令和9年度中に値上げをするということで、審議会からの答申書が鴻巣市ホームページに載っています。具体的な時期についての記載はありませんが、令和9年度中に値上げをするということが資料から見受けられました。
	鴻巣市の令和9年度の値上げにより、76.1%の経費回収率が何%になるかということについては、その資料に書いてありませんか。
	資料の詳細を確認できていませんが、基本的には経費回収率100%を目指していると思います。北本市と同じように、経費回収率を上げていく方向性であるかと思います。
石井課長	基本的には、どこの市町村も同じ方向性だと思います。北本市も当然、経費回収率100%を目指しています。どこの市町村も経費回収率100%を目指していると思いますので、物価高騰や、流域下水道維持管理負担金の増加などが想定されることから、使用料の値上げを考えているのではないかと考えております。

会 議 記 録 (17)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
横塚主幹	補足となりますが、改めて鴻巣市のホームページを確認したところ、
	経費回収率100%を目指した値上げである旨の記載が、公表されてる資料にありました。
横田会長	他に何かご質問、ご意見等がないようでしたら、質疑応答を終了させていただきます。
横田会長	次に次第の5 連絡事項について、事務局より報告があるようですので、ここで本日の議題については終了し、進行を事務局に戻します。
	5 連絡事項
石井課長	委員の皆さま、本日はどうもありがとうございました。それでは、事務局より連絡事項がありますので、よろしくお願いいたします。
横塚主幹	次回、第3回の会議の日程につきまして、議題の説明の中でお示しましたのは今年の11月頃でしたが、こちらはあくまで現時点での予定でございますので、確定した開催時期については、追って、皆様に個別にご連絡いたしますので、お手数をおかけしますが、その際は、調整のほどよろしくお願いいたします。
石井課長	以上をもちまして、北本市下水道事業審議会第2回を終了したいと思います。それでは、閉会のご挨拶を中村副会長にお願いいたします。

会 議 記 録 (18)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
中村副会長	6 閉会
	本日は、長時間にわたりお疲れさまでした。これをもちまして閉会と
	させていただきます。ありがとうございました。